

2万人の盆踊り（仮称）企画運営業務委託仕様書

本仕様書は、2万人の盆踊り（仮称）の開催にあたり、本事業の運営業務を委託するにあたって必要となる事項を定めるものである。

受託事業者は、本仕様書に基づき、関係法令を遵守し、安全かつ円滑な事業実施に努めなければならない。

1 委託業務名

2万人の盆踊り（仮称）企画運営業務委託

2 事業の実施目的

洛西の地域資源である竹を活用した櫓の装飾から始まる地域に根差した盆踊りを中心に、竹あかり、子ども向け縁日、飲食ブースなどを組み合わせた地域交流イベントを実施することで以下の内容を実現する。

・地域交流の促進

世代や属性を超えた出会いの場、交流の場づくりを推進する。

・多様な住民の参加促進

老若男女および多様な文化背景を持つ住民が参加し、交流を深める場を提供する。

・地域の一体感醸成

洛西ニュータウンまち開き 50 周年の機運醸成と地域住民及び洛西“SAIKO”サポーターの連帯感を高める。また、新たな洛西“SAIKO”サポーターの獲得を目指す。

・洛西の魅力発信

地域資源である「竹」を活用し、京都市外からも注目を集めるイベントを目指す。

3 実施日時・場所

(1) 開催時期

令和8年9月21日（月・祝）及び22日（火・祝）】

(2) 開催時間

イベント全体のスケジュールは別途協議の上決定するが、各日とも午後4時頃から午後8時頃を予定している。

(3) 開催場所

元京都市立竹の里小学校

4 イベントの構成要素

本業務は以下の要素で構成される。受託事業者は、主催者と協議の上、詳細なタイムスケジュール及び出演者等を手配、管理する。

- ・盆踊り大会
- ・竹あかり
- ・子ども向け縁日
- ・飲食ブース
- ・受託者提案事業

5 会場設営・撤去

- ・会場全体のレイアウト計画を作成し、主催者と協議の上、確定する。
- ・盆踊り櫓の制作、設置
(盆踊り用に放置竹林の竹で装飾した櫓を設置する。なお、櫓制作に際しては、地域住民がボランティアで参加し、その制作過程もイベントの一部として情報発信、PRを行うこと。)
- ・竹あかりの設置
(盆踊り会場周囲に竹あかりを設置し、幻想的な空間を演出する。)
- ・音響・照明設備の設置及び設営
- ・ゴミ箱（分別回収用）の設置及び管理
- ・会場装飾、案内看板、掲示物等の設置
- ・電源、配線等の設備計画及び設置
- ・イベント終了後、速やかに会場の撤去作業を行い、原状回復を行う。発生したゴミは適切に処理すること

6 安全管理・衛生対策

- ・来場者の誘導計画及び導線確保
- ・雑踏事故防止のためのスタッフ配置計画及び実施
- ・防火管理（火気使用箇所の制限、消火器の設置等）
- ・電気設備の安全管理
- ・熱中症対策（来場者及び運営スタッフ等の熱中症対策を徹底すること。
例 救護所の設置、水分補給場所の確保、休憩場所の確保、注意喚起等）
- ・衛生対策（飲食ブースにおける食品衛生管理の徹底）
- ・会場内の清掃、ゴミの適切な処理

7 広報・集客施策

- ・主催者と連携し、イベントの広報計画及び集客施策を立案・実施すること。
- ・チラシ、ポスター、ウェブサイト、SNS、その他広報媒体等を効果的に活用し、イベント情報及び魅力を広く発信すること。

- ・櫓や竹あかりの制作過程を SNS 等で随時発信し、イベントへの関心を広く喚起すること。

8 雨天・災害時対応

- ・雨天時の開催判断基準（実施、延期、中止）を事前に主催者と協議の上定めること。
- ・雨天、災害時等における中止または延期の決定後の関係者（スタッフ、ボランティア、出演者、出店者等）及び来場者への周知方法を定めること。

9 運営体制等の確保

業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を確保し、確実に業務遂行できる体制を備えること。

10 業務の取りまとめ

業務終了後、収支決算、実施内容等を含む実績報告書を作成し、報告すること。

11 その他

- （1）受託者は、本業務の実施にあたり、委託者等と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者へ報告し、協議を行うこと。
- （2）原則として、本業務に必要な物品等は受託者が用意すること。
- （3）契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。

12 提出書類

受託者は、本業務完了後に以下のものを1部、西京区長に提出すること。

- （1）実績報告書（収支決算書を含む。）
- （2）その他西京区長が求める資料

13 留意事項

（1）協議事項

本仕様書に明示されていない事項について、業務の性格上必要と認められるものは、西京区長と受託者とで協議を行い決定する。

（2）損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

（3）著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。